

相続が発生した方のために



運営：日本みらい税理士法人／仙台行政書士法人

仙台市青葉区一番町4丁目6番1号
仙台第一生命タワービル16階
<https://miraie-souzoku.jp/>



※ パンフレットの内容は【日本みらい税理士法人 代表税理士】佐藤智春が監修しています



みらいえ相続
仙台三越サロン
仙台相続サポートセンター

相続のお悩み、 ワンストップで解決いたします。



何年も前に亡くなった親（祖父母等）の
不動産の名義変更をしたい

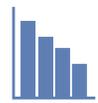
何から手を付けていいかわからない

財産をどのように分けていいかわからない

相続税がかかるのか知りたい

相続手続きの手順や方法が知りたい

相続に関する専門家があなたをトータルサポートいたします



証券会社



生命保険会社



不動産



弁護士

**みらいえ相続
仙台相続サポートセンター**

仙台
行政書士
法人

日本
みらい税理士
法人

仙台相続
う～る
不動産



銀行



司法書士



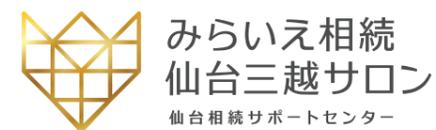
土地家屋調査士



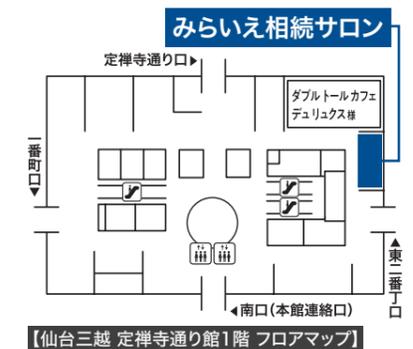
社労士

- みらいえ相続 施設紹介 3
- 仙台相続サポートセンター
日本みらい税理士法人タワービル支店 施設紹介 4
- フローチャート 5～6
- 届出・手続き一覧 7～8
- 相続手続きとは 9～10
- 誰に分ける？法定相続人と法定相続分 11
- 何を分ける？相続財産 12
- 相続放棄・限定承認（3カ月以内） 13
- 準確定申告（4カ月以内） 14
- 遺産分割協議 15～18
- 相続税申告（10カ月以内） 19
- 相続税の計算方法 20
- 相続税の申告先・納付方法 21
- 債務・葬儀費用 22
- 法定相続情報とは 23
- 用語解説 24～26

※パンフレットの内容は【日本みらい税理士法人 代表税理士】佐藤智春が
監修しています



相続に関するあらゆるお悩みの総合窓口
みらいえ相続 仙台三越サロン
☎ 0120-957-339
営業時間／午前10時～午後7時30分
<https://miraie-souzoku.jp/>



みらいえ相続 施設紹介

みらいえ相続
センター長よりごあいさつ

相続に関する問題を解決するためには、多岐にわたる課題をクリアする必要があります。
「みらいえ相続サロン」では、相続に関することからその後の生活のサポートまで、一つの窓口で対応することが可能です。

通常の相続では、税理士事務所は相続税、司法書士事務所は登記、弁護士は争いの解決を担当します。
私たちの願いは、「どこに相談すればよいのか分からない」と悩む方を一人でも多く救うこと。
相続発生の前から、そして相続発生後の生活のことまで、トータルサポートすることが私たちの役割です。

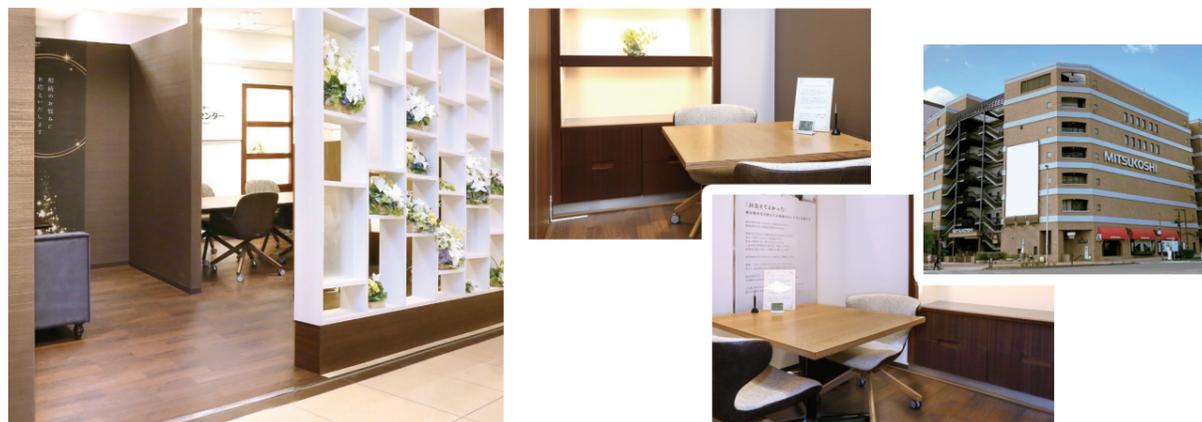
みらいえ相続サロンは相続に関するあらゆるお悩みを受ける総合窓口です。
税金に関する個別具体的なご相談は日本みらい税理士法人タワービル支店にて相続税専門の税理士が承ります。一つの窓口でワンストップサポートを提供することは、お客様にとって大きなメリットとなります。
お気軽にご連絡ください。私たちが真にお客様の立場に立ってサポートいたします。

みらいえ相続
仙台相続サポートセンター センター長 稲垣友里

相続に関するあらゆるお悩みを受ける総合窓口

みらいえ相続 仙台三越サロン (場所: 仙台三越 定禅寺通り館1階)

相続は一般の方々には馴染みのない手続きです。そして専門用語がたくさん出てくるため、分からないことがあって当然です。分からないことを前提として、私たちはお客様に少しでも分かりやすくご説明しております。口頭、図式化、書面化など、お客様に合わせた伝わりやすい手段、角度でお話いたします。お悩みに合わせて、専門家をご紹介します。



仙台相続サポートセンター 日本みらい税理士法人タワービル支店 施設紹介

日本みらい税理士法人
代表社員よりごあいさつ

日本みらい税理士法人 タワービル支店は相続専門部署です。
みらいえ相続サロンで相続に関するお悩みをお聞きし、その中で相続税がかかる方や、節税のための生前対策が必要な方には支店に来ていただき、更に詳しい税務のお話をさせていただきます。

相続専門部署だからこそ、相続後の財産の活用や管理を意識した相続税申告や相続人皆様の生活の安定を優先した相続税申告、相続後の不動産や有価証券の売却に伴う所得税と相続税のバランスを考慮した相続税申告など、お客様が抱える様々な相続の課題に対応いたします。
お客様が相続後に「幸せになっていただくこと」、みらいへつなげる相続税申告を行っております。

お任せいただいた多くのお客様からは「出会えてよかった」との声をいただいております。
私たちは、さらに多くの方々に「出会えてよかった」を超えるサービスを目指し、常に取り組みを進化させてまいります。

日本みらい税理士法人
相続専門税理士 佐藤智春

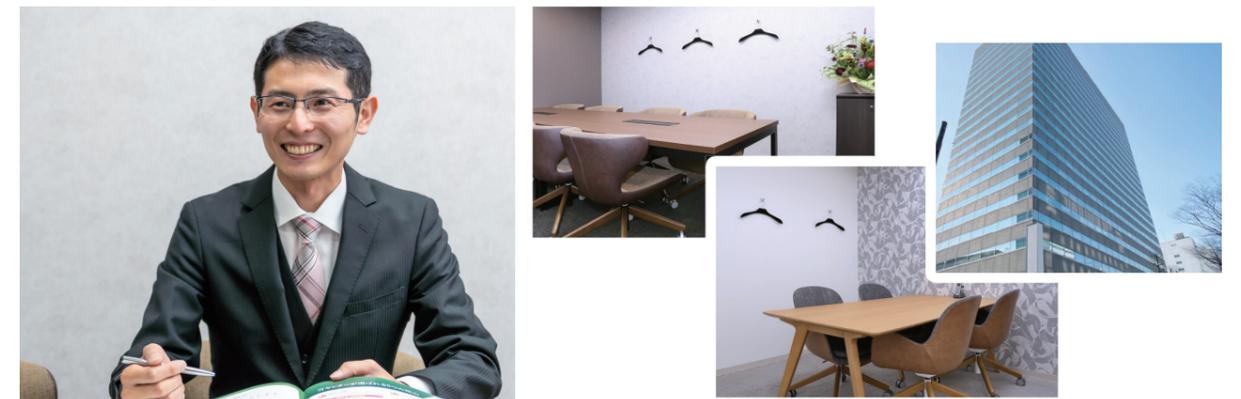
相続の個別具体的な税務相談は下記の税理士が対応します

日本みらい税理士法人タワービル支店 (場所: 仙台第一生命タワービルディング16階)

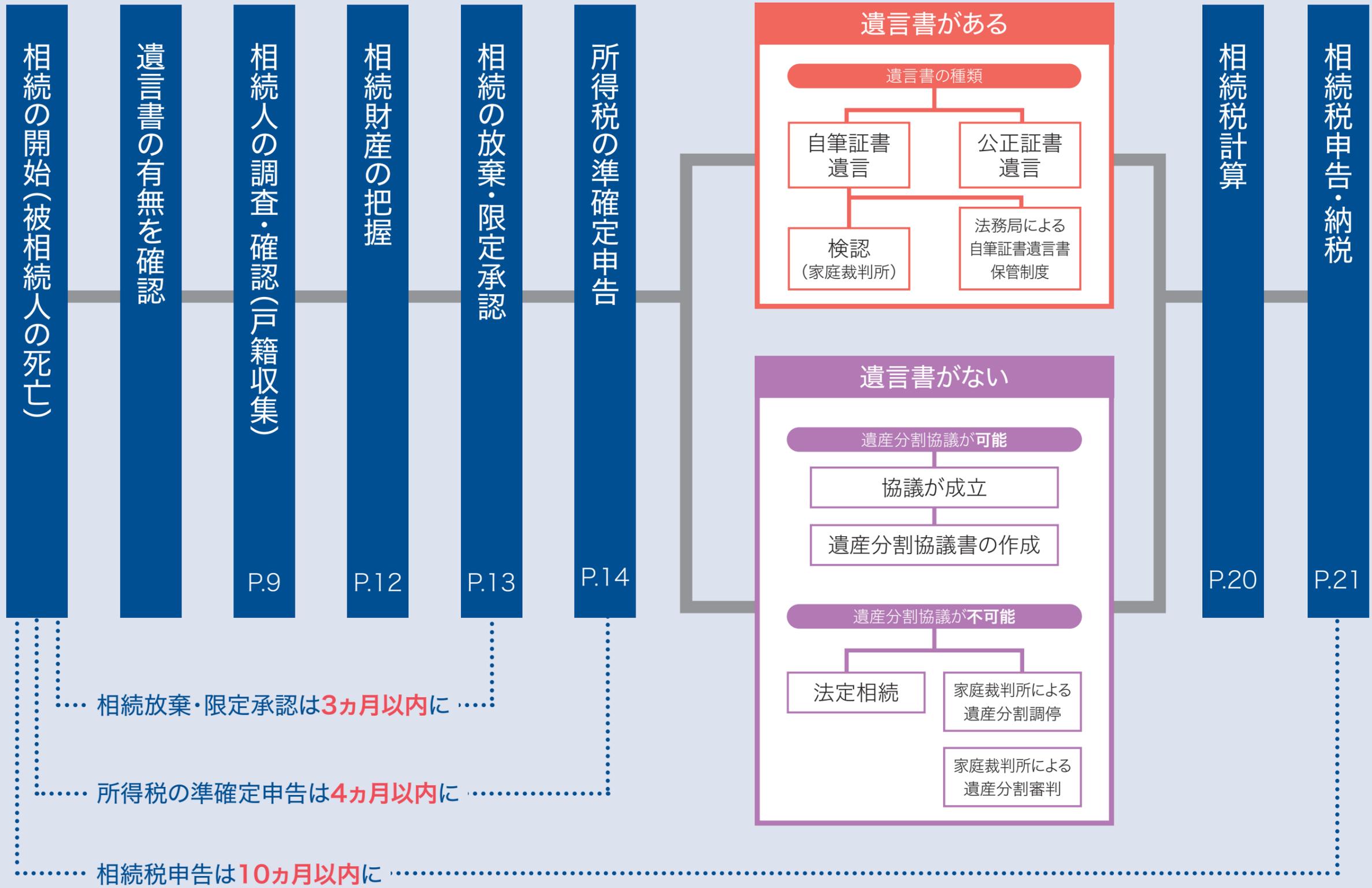
日本みらい税理士法人タワービル支店は相続専門スタッフがサポートし、他の税理士よりも数多くの相続税申告を行っております。

【相続専門税理士】佐藤智春の直近3年間(2021~2023年)の申告実績は451件!

実績があり、様々な案件を取り扱っているため、複雑と思われる案件もなんなりとご相談ください。



相続手続きの全体像(フローチャート)



届出・手続き一覧

相続手続きのスケジュールが分かったら、ご自身がどこでどんな手続きをするべきかをチェックしてみましょう。

相続手続きは性質によって大きく4つに分類できます。

期限があるものも多く、優先順位をつけることが重要です。

	届出・手続き	手続き先
① 基本手続き	<input type="checkbox"/> 死亡届	市区町村役場(7日以内)
	<input type="checkbox"/> 死体火葬埋葬許可申請	市区町村役場(7日以内)
	<input type="checkbox"/> 世帯主変更届	市区町村役場(14日以内)
	<input type="checkbox"/> 児童扶養手当認定請求	市区町村役場(世帯主変更届と同時)
	<input type="checkbox"/> 復氏届	市区町村役場
	<input type="checkbox"/> 姻族関係終了届	市区町村役場
	<input type="checkbox"/> 子の氏変更許可申請	家庭裁判所
	<input type="checkbox"/> 国民健康保険証	市区町村役場
	<input type="checkbox"/> 敬老乗車証	市区町村役場
	<input type="checkbox"/> 介護保険サービス	市町村(福祉課)
	<input type="checkbox"/> 死亡退職届	勤務先
	<input type="checkbox"/> 身分証明書	勤務先
	<input type="checkbox"/> 最終給与	勤務先
	<input type="checkbox"/> 社会保険証	勤務先
	<input type="checkbox"/> 退職手続き	勤務先
	② 法律上の手続き	<input type="checkbox"/> 運転免許証
<input type="checkbox"/> 相続人・相続分の確定(相続関係説明図の作成)		行政書士・税理士・司法書士
<input type="checkbox"/> 遺産の調査		金融機関・市区町村役場
<input type="checkbox"/> 遺産目録の作成		行政書士・税理士・司法書士
<input type="checkbox"/> 遺産分割協議書の作成		行政書士・税理士・司法書士
<input type="checkbox"/> 特別代理人選任の申立(相続人が未成年の場合)		家庭裁判所
<input type="checkbox"/> 遺言書の検認(自筆遺言書の場合)		家庭裁判所
<input type="checkbox"/> 遺言執行者選任の申立		家庭裁判所
<input type="checkbox"/> 相続放棄・限定承認の申立		家庭裁判所
<input type="checkbox"/> 不動産の名義変更登記(相続登記)		法務局
<input type="checkbox"/> 会社役員の死亡登記		法務局
<input type="checkbox"/> 住宅ローンの引受け		銀行・信用金庫・法務局
<input type="checkbox"/> 根抵当権の引受け(事業用資金の借入がある場合)		銀行・信用金庫・法務局
<input type="checkbox"/> 借金の整理		債権者
<input type="checkbox"/> 遺留分減殺請求		相続人
<input type="checkbox"/> 所得税の確定申告		税務署
<input type="checkbox"/> 相続税の申告		税務署
<input type="checkbox"/> 年金の手続き		市区町村役場・年金事務所
<input type="checkbox"/> 健康保険の手続き		市区町村役場
<input type="checkbox"/> 事業の許認可(農業、建設業、酒・たばこの販売)		管轄官庁
<input type="checkbox"/> 特許	特許庁	

	届出・手続き	手続き先
③ 請求する手続き	<input type="checkbox"/> 生命保険・入院保険	生命保険会社
	<input type="checkbox"/> 団体弔慰金	共済会・互助会・協会・サークル
	<input type="checkbox"/> 簡易保険	郵便局
	<input type="checkbox"/> 死亡退職金	会社
	<input type="checkbox"/> 遺族共済年金	共済会
	<input type="checkbox"/> 葬祭料	加入している各共済組合
	<input type="checkbox"/> 生命保険付住宅ローン	銀行(団体生命保険)
	<input type="checkbox"/> 遺族基礎年金の請求(国民年金)	市区町村役場・年金事務所
	<input type="checkbox"/> 寡婦年金の請求(国民年金)	市区町村役場・年金事務所
	<input type="checkbox"/> 死亡一時金の請求(国民年金)	市区町村役場・年金事務所
	<input type="checkbox"/> 死亡遺族厚生年金の請求(厚生年金)	市区町村役場・年金事務所・共済組合
	<input type="checkbox"/> 葬祭費の請求(国民健康保険加入者)	市区町村役場
	<input type="checkbox"/> 埋葬費の請求(健康保険加入者)	勤務先・全国健康保険協会(協会けんぽなど)
	<input type="checkbox"/> 高額療養費の請求	市区町村役場・全国健康保険協会・各共済組合
	<input type="checkbox"/> 遺族補償年金・一時金の請求	労働基準監督署・勤務先
	④ 解約・名義変更	<input type="checkbox"/> クレジットカード
<input type="checkbox"/> 携帯電話		各携帯会社
<input type="checkbox"/> インターネット		各プロバイダ会社
<input type="checkbox"/> 借金(負債の確認)		消費者金融・銀行・ローン会社
<input type="checkbox"/> 会員証		デパート・フィットネスクラブ・JAF・老人会など
<input type="checkbox"/> リース・レンタルサービス		リース会社・レンタル会社
<input type="checkbox"/> 証券取引(株・投資信託)		証券会社
<input type="checkbox"/> 借地契約		地主
<input type="checkbox"/> 賃貸住宅		管理会社・家主
<input type="checkbox"/> 公営住宅		公営管理団体
<input type="checkbox"/> 家屋の火災保険		損害保険会社
<input type="checkbox"/> 預金・貯金		銀行・信用金庫・農協・郵便局
<input type="checkbox"/> 出資金		銀行・信用金庫・農協
<input type="checkbox"/> 自動車		陸運局
<input type="checkbox"/> 自動車保険		損害保険会社
<input type="checkbox"/> 保証金		保証金の預け先
<input type="checkbox"/> 貸付金		貸付先
<input type="checkbox"/> 電話加入権		電話会社
<input type="checkbox"/> 水道光熱費		電気・ガス会社・水道局
<input type="checkbox"/> 会員権		ゴルフ・リゾートクラブ
<input type="checkbox"/> 著作権		各著作権協会
<input type="checkbox"/> 借金(住宅ローン、クレジット)		債権者
<input type="checkbox"/> 保証人の地位		債権者
<input type="checkbox"/> 固定資産税・都市計画税の承継		市区町村役場

市区町村によって異なりますので、詳しくは各窓口へお問い合わせください

相続手続きとは

1 戸籍収集

相続人を確定させるために、亡くなった方(被相続人)の**出生～死亡まで**の全ての戸籍を集める必要があります。相続人が確定したら、相続人全員の現在戸籍(一番最新の戸籍)も合わせて取得しましょう。

(注1)住所と本籍は違うことがほとんどです。

※住民票の除票で「本籍記載あり」を取得し、本籍地を確認してから戸籍を集めましょう。

「法定相続情報一覧図」を取得するととても便利です！ **P.23参照**

戸籍は郵送で取り寄せることが可能です。詳しくは、各市町村のホームページをご覧ください。

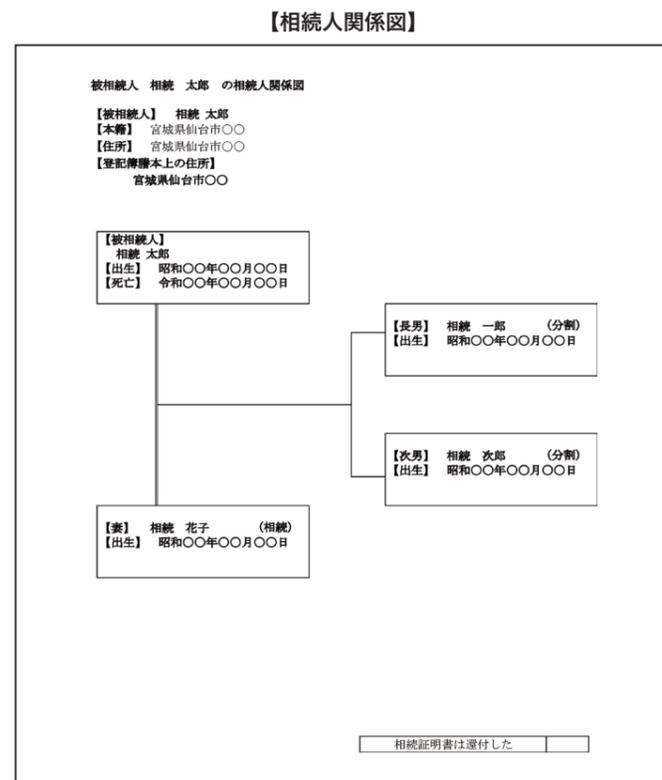
2 相続人関係図の作成

「相続人関係図」とは、集めた戸籍をもとに「被相続人」と「相続人」の関係を図で表したもので、不動産の名義変更の際に必要な書類です。

「相続人関係図」と「法定相続情報一覧図」は、似ているようで異なる書類になります。また、作成方法も異なる部分があるため、作成方法を間違えると手続きに使用できず、改めて作成が必要になる場合があります。

相続人の関係によっては、専門的知識が必要となることもありますので、専門家へ作成依頼をすると安心です。

「相続人関係図」記入例



※これは記載例です。この記載例を参考に相続の結果に応じて作成してください。

相続人関係図と法定相続情報一覧図の違い

1.法定相続情報一覧図は法務局の認証を受けています。

※戸籍の代わりに手続きに使用可(P.23参照)

2.法定相続情報一覧図は記載すべき事項が決まっているのに対し、相続関係説明図は特に決まった書式はありません。したがって、相続放棄した相続人のところに「相続放棄」と記入するなど、法定相続情報一覧図には記載できないことを記載することが可能です。

3.数次相続が発生している場合、法定相続情報一覧図は被相続人ごとに分けて作成する必要がありますが、相続関係図は一つの図にまとめて記載できます。

3 財産調査

被相続人が亡くなった時点で所有していた全ての財産を調査します。

P.12参照

4 遺産分割協議

財産を全て把握した後に、遺産分割の話し合いを行います。

※遺言書があっても、遺産分割協議を行わなければならない場合があります。

(例)遺言書の内容が不動産のみで、預貯金について記載されてなかったなどの不備がある場合

P.15～18参照

5 遺産分割協議書の作成

相続人全員で、「財産調査」の資料をもとに、「誰が・どの財産を・どの程度の割合で」取得するのかを確定したことを証明する書類です。

書類には、相続人全員が遺産分割に同意の上、**署名・押印(実印)が必要**となります。

遺産分割協議書の作成は相続手続きの専門家へ依頼することをおすすめいたします。

(注1)一度、遺産分割協議書を作成し、相続人全員の署名・押印が揃うと、内容の変更は原則不可。

(注2)書面に不備があると、各種名義変更・解約等の手続きを行うことができない場合があります。

6 名義変更の手続き

遺産分割協議書に書かれた内容をもとに、各種名義変更、解約の手続きを行います。

1.不動産の名義変更

法務局へ「相続人への所有権移転登記」の申請が必要となるため、専門家である司法書士に依頼することをおすすめいたします。

2.銀行口座の解約

残高0円でも、口座がある限り手続きが必要です。

金融機関の解約手続き必要書類一覧(主な書類)

- ・被相続人の出生～死亡まで繋がる戸籍(発行日から6カ月以内のもの) ← ※戸籍の代わりに法定相続情報でも可(有効期限なし)
- ・相続する方の現在戸籍(発行日から6カ月以内のもの) ←

- ・遺産分割協議書
- ・印鑑登録証明書(発行日から3カ月以内または6カ月以内のもの)

- ・各金融機関の指定の手続き用紙

(注)各金融機関で必要書類が異なる場合がございます。予め、ご確認のうえ、手続きを行ってください。

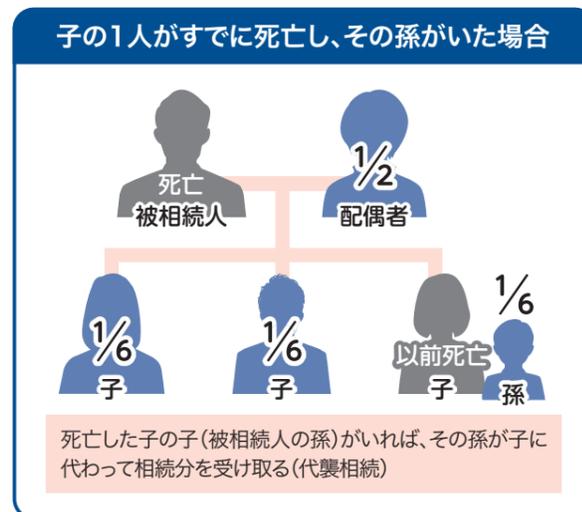
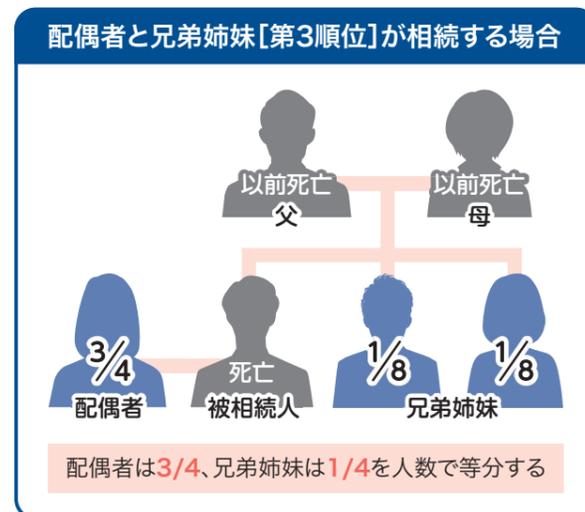
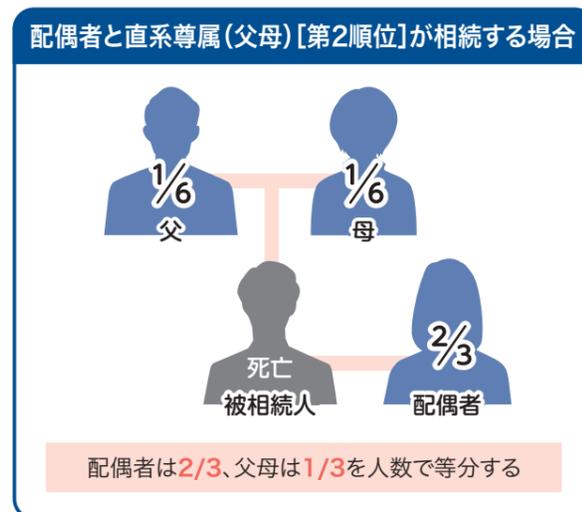
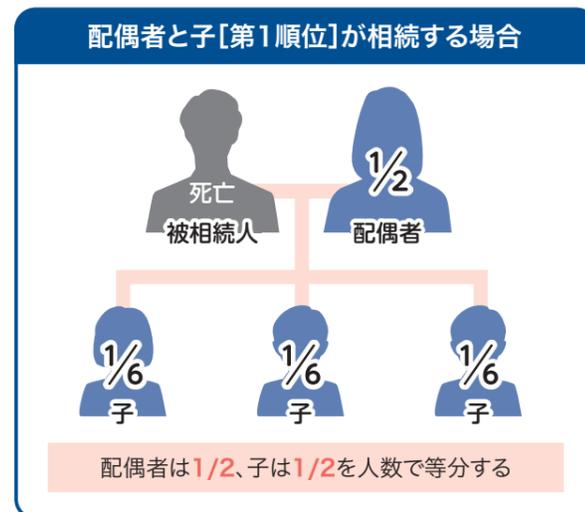
誰に分ける？法定相続人と法定相続分

法定相続人とは「**相続する権利がある方**」のことをいいます。

法定相続分とは「**相続人が遺産を相続できる法律上の割合**」のことをいいます。

法律では相続人とその相続分について、次のように定めています。

妻または夫(配偶者)	常に法定相続人となります
第1順位 子	配偶者とともに常に法定相続人となります
第2順位 父母	被相続人に子がいなかった場合に配偶者とともに法定相続人となります。
第3順位 兄弟姉妹	被相続人に子も父母もいなかった場合に配偶者とともに法定相続人となります。



※実子の嫡出子・非嫡出子と養子の相続分は同じです。

※相続人になるはずだった子が死亡しても、さらにその子がいる場合には、第一順位の相続権を引継ぎます。(代襲相続：民法第887条第2項・第3項、第889条第2項)

※第三順位の相続権はその子(被相続人の甥/姪)のみ、一代に限り承継します。(代襲相続：民法第889条第2項)

何に分ける？相続財産

遺産とは何か？

遺産とは亡くなった方が残した「**権利と義務**」のことをいいます。つまり、遺産には、**プラスの財産だけでなくマイナスの財産も含まれる**ということです。

+ プラスの財産

不動産(土地・建物)	宅地・農地・貸地・居宅・店舗など
不動産上の権利	借地権・地上権・定期借地権など
金融資産	株式・現金・預貯金・有価証券・小切手・国債・社債・債権・貸付金・売掛金・手形債権など
動産	車・家財・骨董品・宝石・貴金属など
その他	ゴルフ会員権・著作権・特許権・牛・馬・農作物など

- マイナスの財産

借金	借入金・買掛金・手形債務振出小切手など
公租公課	未払の所得税・住民税・固定資産税・保証債務など
その他	未払費用・未払利息・未払の医療費・預かり敷金・損害賠償金など

× 相続財産に該当しないもの

- ・財産分与請求権
- ・扶養請求権
- ・生活保護受給権
- ・被相続人が被保険者で、受取人指定のある生命保険金
- ・身元保証債務
- ・墓地、霊廟、仏壇・仏具、神具など祭祀に関するもの

遺産の評価をどうするか？

民法上の遺産を引き継ぐ手続きでは、評価方法は定められていません。一般的には、時価で換算することになります。

しかし、相続税の申告に際しては国税庁で定めている財産評価基本通達にもとづき評価します。遺産の評価では、評価方法により相続税の税額が変わってきたり、民法と税法上では、遺産の対象とその評価の扱いが異なるなど専門的な判断が必要です。**税理士や司法書士などの専門家のアドバイスを必ず受けてください。**

財産調査を行うときのポイント！

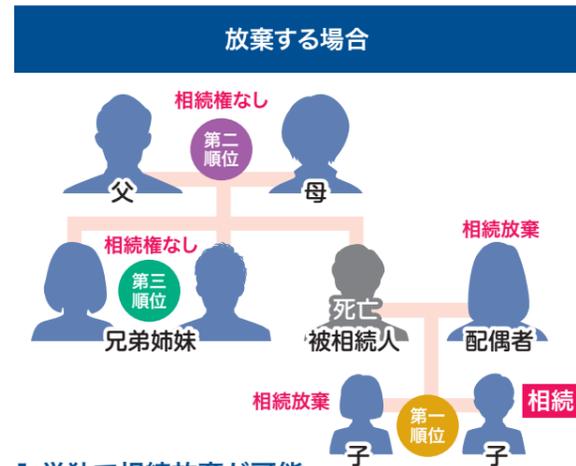
- 1.各金融機関で残高証明を取得しましょう(死亡日時点)
- 2.評価が分かりづらいものは、専門家へ依頼しましょう(不動産・車・株など)
- 3.集めた資料をもとに、財産目録[※]を作成しましょう

※被相続人が亡くなった時点でお持ちだった全ての財産を調査し、調査結果を一覧にした資料です。この書類をもとに遺産分割協議を行いましょう。

ここがポイント！

相続放棄・限定承認 (3カ月以内)

相続放棄とは、被相続人の財産に対する相続権の一切を放棄することです。
相続放棄にも順位がありますので、確認していきましょう。



1. 単独で相続放棄が可能

相続人全員が放棄しなくても、ご自身の判断で相続放棄は可能です。

2. 相続人となっている方だけか1人でも

相続すれば、次の順位の方に相続権は移らない
例えば、相続人が配偶者と子供だった場合、相続人のだけか1人が相続すれば、他の方が相続放棄しても、次の順位に行くことはありません。(上記図参照)

3. 相続放棄は全て放棄すること

全ての財産とは「不動産」「預貯金」「車」などです。よって自宅も含む、全ての財産を放棄することになります。

放棄ができない場合 【相続放棄をしたくてもできない場合がございます】

1. 相続放棄の申請期間に間に合わなかった。

相続放棄は、相続があったことを知ってから(相続人であると知った日から) **3カ月以内**に家庭裁判所で手続きをしなければなりません。期間を過ぎてしまうと、相続放棄をすることができません。
※事情によっては、期間の伸長申請も可能(3カ月)ですが、伸長の可否は家庭裁判所の判断となります。

2. 亡くなった方の財産に手を付けた

相続放棄をする前に、亡くなった方の財産を引出し、解約などを行った場合は、相続放棄ができません。

- ・預貯金の解約
- ・車の名義変更
- ・クレジットカードの債務の返済など...

手続きを行った場合は、相続する意思があるとみなされ、相続放棄を認められません。亡くなってから借金を知った場合でも同様のため、**名義変更や解約手続きを行う前に、財産調査を行うこと**をおすすめいたします。

遺産分割協議と相続放棄の認識に注意

相続人A・B・Cが話し合いを行い、結果、相続人Aが全て財産を貰った場合は、遺産分割協議によりAが財産を相続することに同意したことになります。相続人B・Cは相続放棄とはなりませんので、認識に気をつけましょう。

ここがポイント!

限定承認

限定承認とは、被相続人のプラスの財産の範囲内でマイナスの財産を相続することです。

メリット

相続放棄を行った場合は、財産の中に自宅が含まれているとその自宅まで相続できなくなりますが、限定承認を利用すると一部の財産を残すことができる場合があります。

デメリット

1. 相続人全員での申し立て

限定承認は、必ず相続人全員が家庭裁判所に申立をする必要があります。全員の意見が一致しないと申立ができません。よって、相続人同士の仲が悪いときは、利用が難しくなります。

2. 譲渡所得税がかかる

限定承認を行うと、不動産や株式等の財産を受け取った相続人に対し、譲渡所得税という税金の支払いが必要な場合があります。(例)不動産が、購入時よりも値上がりしている場合など

準確定申告 (4カ月以内)

1 準確定申告とは

確定申告すべき人が年の途中で亡くなった場合、その年の1月1日から亡くなった日までの所得に対して行う申告で、相続人は、相続があったことを知った日から**4カ月以内**に被相続人の所得税の確定申告をしなければなりません。これを「準確定申告」といいます。

▼こんな方は準確定申告が必要です

1. 自営業者で青色申告の方
2. 自営業者の白色申告者で、所得が基礎控除額を越えている場合
3. 給与所得者で
 - ① 2ヶ所以上から給与を受けていた場合
 - ② 給与収入が2千万円を超えていた場合
 - ③ 給与所得や退職所得以外の所得が合計で20万円以上あった場合
 - ④ 医療費控除の対象となる高額な医療費を支払っていた場合
 - ⑤ 同族会社の役員や親戚などで、給与の他に貸付金の利子、家賃などを受け取っていた場合

2 準確定申告のスケジュール



通常は翌年の3月15日までに確定申告すべきものですが、被相続人が死亡の場合は、相続開始があった事を知った日から4カ月以内に準確定申告をしなければなりません。

3 準確定申告の手続き

申告先	被相続人(死亡した人)の死亡日時点の住所地を管轄する税務署
申告者	・相続人または包括受遺者
必要書類	・確定申告書 ・確定申告書の付表 ・給与や年金の源泉徴収票 ・医療費控除のための領収書 ・生命保険や損害保険の控除証明書 ※場合によっては、この他にも書類を要求されることもあります。

被相続人が前年分の確定申告をする前に亡くなった場合は、前年分と本年分を合わせて4カ月以内に準確定申告する必要があります。

ここがポイント!

遺産分割協議

名前を聞くだけで、難しく感じてしまいがちですが、簡単にいうと「お話し合い」です。遺言書が無い場合に行われます。

(※遺言書があっても協議をしないといけない場合もあります。)

遺産分割協議の内容は下記の通りです。

協議対象

- ・不動産(土地・建物、駐車場、田畑、山、公衆道路など)
- ・預貯金(1円でも、財産があった場合は協議対象です。)
- ・有価証券など [P.12参照](#)

協議対象外

- ・生命保険(被相続人が被保険者で、受取人指定があるもの)
- ・墓地、霊廟、仏壇、仏具、神具など祭祀に関するもの
- ・葬儀費用
- ・相続関係手続き費用(税理士や司法書士に依頼した費用)など

内容を書面にする義務はありませんが、遺産分割協議書を作成し、相続人全員がその内容を承諾したことを明らかにしておくことで将来、万が一財産が見つかった場合に安心です。また、相続税申告対象の方で、法定相続分以外の分け方を行う場合、不動産の名義変更や預貯金解約などを行う際には必ず必要となります。

遺産分割協議は相続人全員の合意が必要で、全員の合意がない協議は成立しません。

協議が整わない場合には…

- ①法定相続分で分ける
- ②調停 → 審判 などの方法があります。



【遺産分割協議5つの注意事項】

1 全て配偶者に渡す

相続税が発生する場合、**配偶者の相続税額の軽減**という制度があります。被相続人の配偶者が遺産分割により実際に取得した正味の遺産額が、次の金額のどちらか多い金額までは配偶者に相続税はかからないという制度です。

1億6千万円

または

配偶者の法定相続分相当額

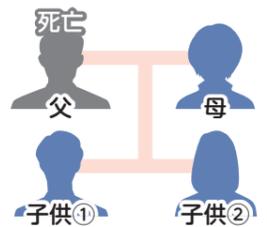
この制度があるため、「全て配偶者が取得すれば、相続税は支払わなくても良い」と考える方が多くいます。では、相続財産を受け取った配偶者が、亡くなった(二次相続)場合、相続税はどうなるのでしょうか。

父の財産:1億円 母の財産:3,000万円の場合 ※家族構成は右図参照

父の相続の時に全て配偶者が受け取った場合

一次相続【父死亡時】

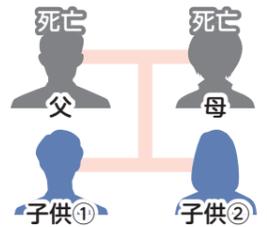
被相続人	父	相続人	母、子供①、子供②
基礎控除	4,800万円(3,000万円+600万円×3人)		
相続財産	1億円		
遺産分割協議	全て母が相続する		
相続税	630万円		
実際の納税額	0円(※配偶者の相続税額の軽減を利用)		



相続税:0円

二次相続【母死亡時】

被相続人	母	相続人	子供①、子供②
基礎控除	4,200万円(3,000万円+600万円×2人)		
相続財産	母3,000万円+父の相続財産1億円=1億3,000万円		
遺産分割協議	子供それぞれ1/2ずつ相続する		
相続税	子供①:680万円 子供②:680万円 合計1,360万円		

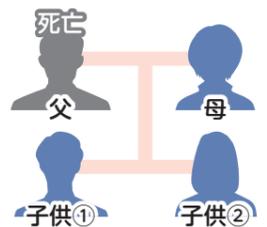


相続税:1,360万円

一次相続の分け方を母1/2、子供1/4ずつに分けていた場合

一次相続【父死亡時】

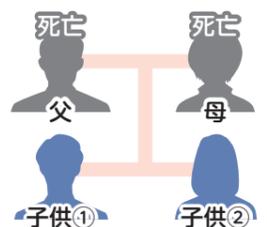
被相続人	父	相続人	母、子供①、子供②
基礎控除	4,800万円(3,000万円+600万円×3人)		
相続財産	1億円		
遺産分割協議	母に1/2、子供それぞれ1/4ずつ相続する		
相続税	630万円		
実際の納税額	母:0円(※配偶者の相続税額の軽減を利用) 子供①:157.5万円 子供②:157.5万円 合計315万円		



相続税:315万円

二次相続【母死亡時】

被相続人	母	相続人	子供①、子供②
基礎控除	4,200万円(3,000万円+600万円×2人)		
相続財産	母3,000万円+父の相続財産5,000万円=8,000万円		
遺産分割協議	子供たちで1/2ずつ相続する		
相続税	子供①:235万円 子供②:235万円 合計470万円		



相続税:470万円

◆父の相続の時に**全て配偶者**が受け取った場合

一次相続 0円 + 二次相続 1,360万円 計 1,360万円

◆父の相続の時に**相続人全員**で受け取った場合

一次相続 315万円 + 二次相続 470万円 計 785万円

ここがポイント!

その差**575万円!**

目先の納税の部分だけを考えて遺産分割をしてしまうと、後の相続の際に多額の相続税の支払いが生じることがあります。将来のことを考えた遺産分割を行うことがとても大切です。

2 不動産の相続には注意を!

不動産の遺産分割を行う際に、『法定相続分で分ければ良い』と考え、共有名義に変更される場合があります。ですが当センターは、あまりおすすめしません。

共有名義の注意点

①親の認知症

高齢の親と子供の共有名義の場合、売却や建替等を行うとき、共有名義の全員の承諾のもとで行います。親が認知症になった後は、売却・リフォーム・建替など、家のことに関する手続きを行うことが難しくなります。

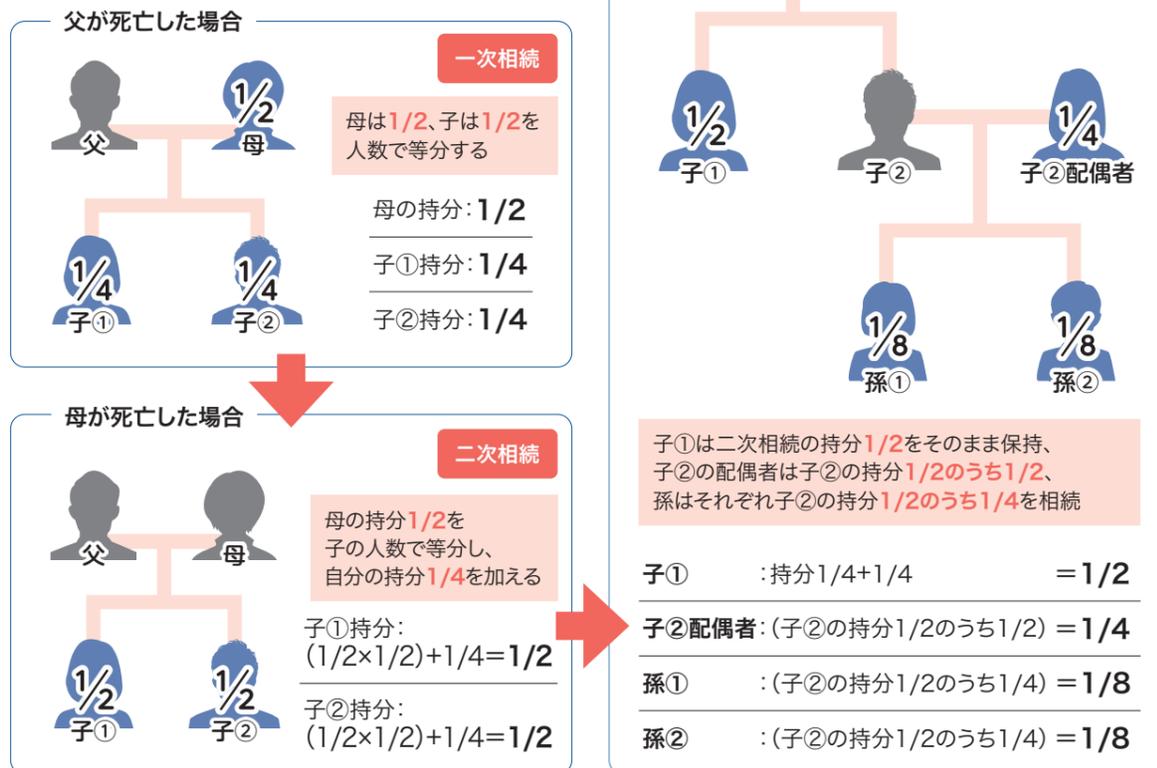
②固定資産税の負担

共有名義の場合、固定資産税の納税通知書には、連名で記載されます。しかし、実際には、その代表の方へ送られるため、代表の方が固定資産税を負担するケースが多いです。中には、誰が固定資産税を負担するのかで揉めることがあります。

③持分の複雑化

共有名義の場合、新たな相続が発生した際に、持分が複雑化になることがあります。

(例) 父名義の不動産を法定相続分で名義変更した場合



上記のように共有名義で持分が複雑化した場合、次頁の結果になる可能性があります

結果

元々は全て父1人の名義だったが、相続が発生するたびに法定相続分で共有名義とした場合、4人の共有名義に!これでは売却、家屋の解体、建替等をしようとしても全員の同意がない限りできません。

では、固定資産税の負担はだれがするのでしょうか。家の管理に係る費用は誰が負担するのでしょうか。管理費用が原因で親戚同士が関係悪化になった場合、この不動産はどうなるのでしょうか。放置しておく、さらに孫や配偶者など、話し合いを行うのが極めて難しい状況に陥る可能性が極めて高いです。

「父の相続発生時に、しっかり協議をして、誰が相続するのか決めておけばよかった…」となります。

解決方法

自宅を相続すると、相続財産の偏りが出るため、不公平に感じる場合もあります。そのような場合には、

- ・『自宅を相続した代償として、他の相続人に〇〇円支払う』
- ・『全財産の〇/〇に相当する金額を支払う』

と言った、代償分割の方法があります。共有名義を避けるために、よく使用する文言です。

3 その他の財産

「家を掃除していたら、亡くなった方名義の通帳が出てきた!どうすれば良い?」という相談を受けることがあります。その場合は原則、遺産分割協議を行う必要があります。

戸籍を集め、遺産分割協議書を作成し、相続人全員から署名押印をもらいます。当時の相続人のうち、誰か一人でも亡くなっていた場合は、亡くなった方の相続人(代襲相続人)も遺産分割協議に参加しなければなりません。

4 必ず相続人間で話し合い

遺産分割協議を行う際には、相続人のみで話すことをおすすめいたします。トラブルのケースでよくあるのが**相続人の配偶者や第三者の介入**です。配偶者など、相続人ではない方が意見を述べたり代弁など主張をすると揉めるケースが多いです。相続するのはあくまでも相続人ですので、相続人同士の気持ちを話し合いましょう。それでも話がまとまらない場合は、専門家に相談することをおすすめいたします。

5 コミュニケーション不足

当センターにご相談に来る方で多いのが、コミュニケーションが不足しているケースです。他の相続人に対し、疑問に思ったり、違和感を感じた際には、必ず相続人同士で話し合いましょう。

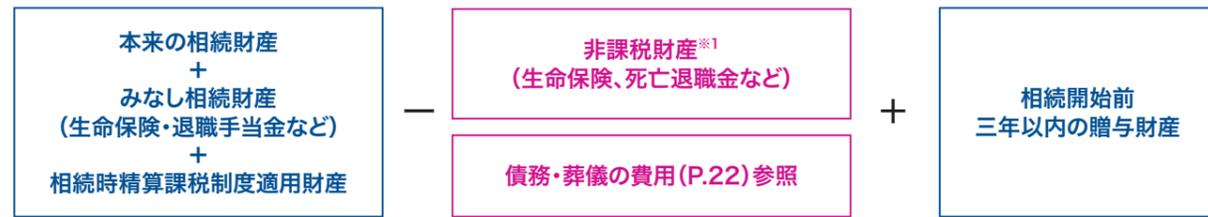
例えば、3人兄弟の長男が専門家に相談し、手続きを進めていたが、他の相続人から「長男の都合のいいように進めている。」「長男は、『専門家が〇〇した方が良いと言ってた。』しか言わないが本当か」など、**憶測による不安や疑問などが、結果的には争いの種になっていることが多い**です。その他、他の相続人は〇〇と主張しているが、自分は△△にしたいけど、主張できない。といったパターンも多いです。これもコミュニケーション不足によるもので、結果的に争いの種となります。

言いづらい、聞きづらい場合は、専門家を通して意見をまとめてもらう方法もあります。相続がきっかけで、相続人の関係が悪くなるケースはよくあります。そうならないためにもお気軽にご相談ください。

相続税申告 (10カ月以内)

相続税は、相続や遺贈によって取得した財産が一定金額を越えた場合にかかる税金で、統計的には相続が発生した方100人のうち8人程度の割合で発生しています。平成27年に基礎控除が引き下げられ、相続税の申告が必要な方が以前の倍となっています。
そこで、「自分は大丈夫だろうか?」と心配な方のために、相続税の大まかな仕組みを説明させていただきます。

1 相続税は何に対してかかるのか



2 相続税がかかる場合

相続税の基礎控除額 = 3,000万円 + 法定相続人の数 × 600万円

(注)養子の人数については制限があります。

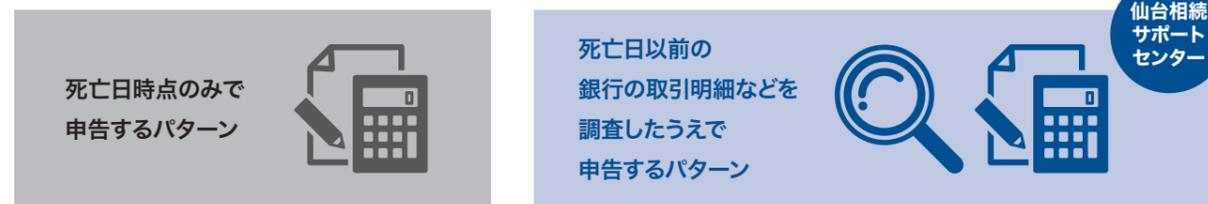
被相続人の財産総額が、基礎控除額を超えた場合は、相続税申告・納税が必要となります。

基礎控除を超えない場合は、相続税申告・納税は不要です。

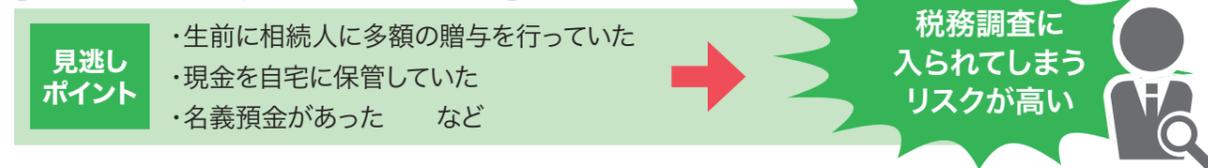
※1 非課税対象: 生命保険(500万×法定相続人の数)、死亡退職金(500万×法定相続人の数)など

3 税理士選びのコツ

相続税申告を行う際に、税理士によって作成方法が異なります。



【死亡日時点のみで申告するパターンの場合】



仙台相続サポートセンターでは、税務署が指摘するであろう箇所を事前にしっかり調査します。そのため、**過去14年間、税務調査率0.001%!** 相続税申告を行うにしても、税理士選びがとても大切です。

ここがポイント!

相続税の計算方法

STEP1 相続財産の総額を算出(前項参照)

STEP2



STEP3

相続税の総額の計算

- ①課税される遺産総額(STEP2)を法定相続分に按分
- ②按分したそれぞれの金額に、税率を掛ける(相続税の速算表参照)
- ③②で計算したそれぞれの税金を合算する→**合算した税額が、相続税の総額となります。**

STEP4

各人の納付すべき相続税額の計算

各相続人が取得した財産の割合で、相続税も按分します。

(例: 子供の1人が相続財産の1/2を受け取った場合、相続税の総額の1/2を支払うことになります。)

※配偶者・直系血族以外(代襲含む)に該当すると、2割加算になります。

〈相続税の速算表〉

法定相続分に 応じた 課税遺産の額	相続税の 税率	相続税の 控除額
1,000万円以下	10%	—
3,000万円以下	15%	50万円
5,000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円
2億円以下	40%	1,700万円
3億円以下	45%	2,700万円
6億円以下	50%	4,200万円
6億円超	55%	7,200万円

(例)被相続人: 夫 相続人: 妻、子供①・② 相続財産総額: 1億円の場合

STEP1

相続財産の総額 1億円

STEP2

1億円 − 4,800万円 = 5,200万円
(相続財産の総額 − 基礎控除 P.19参照) = 課税される遺産総額

STEP3

① 5,200万円 × 1/2 = 2,600万円 (配偶者)
 5,200万円 × 1/2 × 1/2 = 1,300万円 (子供①)
 5,200万円 × 1/2 × 1/2 = 1,300万円 (子供②)

② 2,600万円 × 15% − 50万円 = 340万円 (配偶者)
 1,300万円 × 15% − 50万円 = 145万円 (子供①)
 1,300万円 × 15% − 50万円 = 145万円 (子供②)

③ 340万円 + 145万円 + 145万円 = 630万円

STEP4

630万 (相続税の総額) × $\frac{\text{各相続人が取得した財産}}{\text{課税される遺産総額}}$ = 納付税額

※配偶者の相続税額の軽減
 引き継いだ相続財産のうち、1億6,000万円または法定相続分相当額、どちらか多い方まで控除することができます。
 配偶者の方の多くは、納税不要ですが申告が必須です。

相続税の申告先・納付方法

申告先	被相続人の死亡時の住所地を管轄する税務署								
相続税の納付方法	<p>i) 全額を1回で納付が原則 金融機関または所轄の税務署で、納付書に金銭を添えて納付します。</p> <p>ii) 期限に間に合わない時は延納</p> <table border="1"> <tr> <td>延納とは</td> <td>相続税が多額で、一度で支払うことが困難な場合に、担保提供を条件として相続税の元金均等年払いにする方法。</td> </tr> <tr> <td>延納の要件</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・納付すべき税額が10万円を超えていること ・金銭で一括納付することが困難であること ・担保を提供すること ・納付期限までに延納申請書を提出すること </td> </tr> </table> <p>iii) 金銭でも納められない時は物納</p> <table border="1"> <tr> <td>物納とは</td> <td>延納によっても金銭で納付することが困難であり、かつその納付を困難とする金額の限度内であるほか、一定の要件を満たす場合に金銭の代わりに物で納める方法</td> </tr> <tr> <td>物納の優先順位</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 第1順位: 国債、地方債、上場株式等、不動産、あるいは船舶 第2順位: 第1順位の財産を用意できない場合は非上場株式などの有価証券 第3順位: 第1、第2順位の財産を用意できない場合は動産 </td> </tr> </table>	延納とは	相続税が多額で、一度で支払うことが困難な場合に、担保提供を条件として相続税の元金均等年払いにする方法。	延納の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・納付すべき税額が10万円を超えていること ・金銭で一括納付することが困難であること ・担保を提供すること ・納付期限までに延納申請書を提出すること 	物納とは	延納によっても金銭で納付することが困難であり、かつその納付を困難とする金額の限度内であるほか、一定の要件を満たす場合に金銭の代わりに物で納める方法	物納の優先順位	<ul style="list-style-type: none"> 第1順位: 国債、地方債、上場株式等、不動産、あるいは船舶 第2順位: 第1順位の財産を用意できない場合は非上場株式などの有価証券 第3順位: 第1、第2順位の財産を用意できない場合は動産
延納とは	相続税が多額で、一度で支払うことが困難な場合に、担保提供を条件として相続税の元金均等年払いにする方法。								
延納の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・納付すべき税額が10万円を超えていること ・金銭で一括納付することが困難であること ・担保を提供すること ・納付期限までに延納申請書を提出すること 								
物納とは	延納によっても金銭で納付することが困難であり、かつその納付を困難とする金額の限度内であるほか、一定の要件を満たす場合に金銭の代わりに物で納める方法								
物納の優先順位	<ul style="list-style-type: none"> 第1順位: 国債、地方債、上場株式等、不動産、あるいは船舶 第2順位: 第1順位の財産を用意できない場合は非上場株式などの有価証券 第3順位: 第1、第2順位の財産を用意できない場合は動産 								
納付期限	納付期限は、相続開始から10カ月以内です(10カ月以内に提出(郵送可))								

⚠ 申告期限内に、相続税申告が間に合わなかった場合

あらゆる特例が使えなくなります。【配偶者の相続税額の軽減・小規模宅地等の特例など】

解決策 未分割で期限内に申告書を提出し、納税する。

- (注1)「申告期限後3年以内の分割見込書」の提出必須。一定要件あり。
- (注2)特例適用せずに、最大値の相続税額を納める必要あり。

その後、3年以内に改めて、更正の請求・納税を行う。

※当初申告では使えなかった特例が、更正の請求の際に配偶者の相続税額の軽減や小規模宅地等の特例を受けることができ、払い過ぎた税金の還付を受けます。

⚠ 納税しなかった、間に合わなかった場合

延滞税: 日割り計算	
納付期限の翌日から納付した日までの日数に応じて、利息に相当する金額	
i) 納付期限から2カ月以内: 年「7.3%」または「延滞税特例基準割合+1%」の低い方	
ii) 納付期限から2カ月超: 年「14.6%」または「延滞税特例基準割合+7.3%」の低い方	

無申告加算税: 5%~20% 正当な理由なく申告期限までに申告しなかった場合に課される税金	過少申告加算税: 10%~15% 税務署の指摘により申告額が少なかった際に修正申告をする場合に課せられる税金	重加算税: 35%~40% 財産を意図的に隠ぺい・仮装した場合に課せられる税金
---	--	---

債務・葬儀費用

債務・葬儀費用は相続税申告を行う上で、財産から控除できます。
 葬儀費用に関しては、控除対象になるものとならないものがあります。
 債務費用はお亡くなりになった日時点で、お支払が確定しているが、支払がされていなかったものは、財産から控除できます。下記の表で確認していきましょう。

葬儀費用	債務費用
<input type="checkbox"/> 火葬場使用料	<input type="checkbox"/> 第三者及び親族等から借りていた金銭 ※借用書や日記、メモ等、借用額とその残高が分かる資料が必要
<input type="checkbox"/> 通夜振る舞いのために購入したもの	<input type="checkbox"/> 死亡日までにかかった医療費で死亡日後に支払ったもの
<input type="checkbox"/> 葬儀のために購入した供物	<input type="checkbox"/> 死亡日まで利用したクレジットカードの請求金額で死亡日後に支払ったもの
<input type="checkbox"/> 御葬式等の際にお手伝いさんなどにお礼をした際の費用 ※現金を包んだ場合は、支払日、相手方氏名、住所のメモが必要	<input type="checkbox"/> 死亡日まで検針が終了している電気代、ガス代、水道代、灯油代等公共料金関係で死亡日後に支払ったもの ※検針票が必要(できる限り)
<input type="checkbox"/> 葬儀や通夜の飲食代	<input type="checkbox"/> 死亡日までの固定電話、携帯電話、インターネット回線利用料、プロバイダ料などの通信費用で死亡日後に支払ったもの ※請求明細書や領収書が必要
<input type="checkbox"/> 葬儀場におけるお食事代	<input type="checkbox"/> 死亡日までに通知がきている市県民税、固定資産税等の税金で未納のもので死亡日後に支払ったもの ※納税通知書や領収書が必要
<input type="checkbox"/> お寺さん、お坊さんへの御布施、戒名料、読経料、御車代等のお支払い ※領収書を発行してくれないときは、支払日、氏名、住所、金額のメモが必要	<input type="checkbox"/> 死亡日後に決定された被相続人の健康保険料、介護保険料などの公的な保険料で死亡日後に支払ったもの ※保険料決定通知書が必要
<input type="checkbox"/> 新聞訃報欄の掲載料	<input type="checkbox"/> 死亡日までの施設利用料、介護レンタル料などの介護費用で死亡日後に支払ったもの
<input type="checkbox"/> ご遺体検案料	<input type="checkbox"/> 死亡日までの宅配弁当や新聞代で、死亡日後に支払ったもの
<input type="checkbox"/> 遺体や遺骨の運搬にかかった費用	
<input type="checkbox"/> 通夜や葬儀の際の移動のための交通費(タクシー代、バス代、ガソリン代の費用弁償など) ※領収書がない場合には、日付、支払った相手方の氏名、住所、金額のメモが必要	
<input type="checkbox"/> 通夜や葬儀のためのおもてなしにかかったもの	
<input type="checkbox"/> 宗教による教会への寄付金	
<input type="checkbox"/> 納骨費用	
<input type="checkbox"/> 礼品	
控除できないもの	
・墓石代 ・仏壇や仏具代 ・文字彫刻代 ・法要にかかる費用(初七日や四十九日などの法事費用) ・香典返しの費用、発送費 ・お引き物 ※上記以外に地域や宗派、菩提寺の関係で、習慣上葬儀にかかる費用で、葬式費用として控除することが出来る場合があります。	

全て、請求書、領収書、レシート、引き落としが分かるもの(通帳記帳)などが必要です。

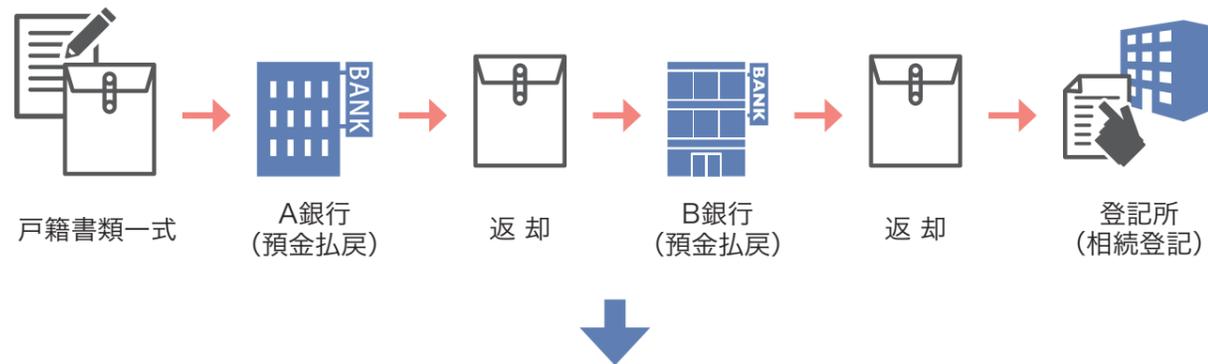
法定相続情報とは

平成29年5月29日から、全国の登記所(法務局)において、各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタートしました。この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなりました。

※相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先となる各機関にご照会ください。

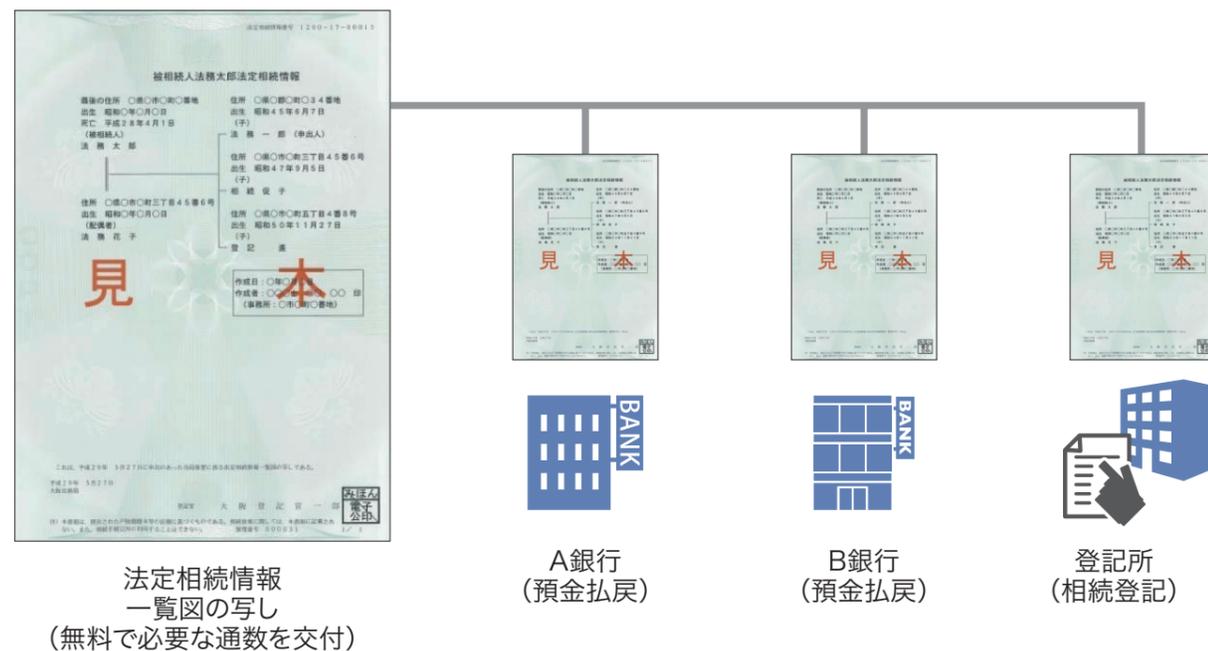
旧制度

以前は、相続手続きに必要な戸籍謄本の書類の束を持って、金融機関や登記所を回る必要がありました。



新制度

法定相続情報一覧図を利用することで、各機関の手続きを同時に進めることができます。



預金口座がいくつもある場合におすすめです。
手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

ここがポイント!

用語解説

前述してきたような基礎知識の他に、相続では日常ではなじみがない言葉が出てきます。相続手続きに関してはよく使われる言葉ばかりです。下記に代表的なものを挙げておきます。

遺留分

相続人に最低限保証されている相続分のことで、遺言書の内容があまりに不公平な内容であった場合や、生前贈与によって最低限の保証が受けられない場合に、民法が法定相続人の財産を保証するために設けられた制度です。

遺留分侵害額請求

遺留分侵害額請求とは、「遺留分」を侵害された相続人が、侵害した人へ清算金を請求することです。例えば、亡くなった方が、「すべての財産を愛人へ相続させる」という内容の遺言書があった場合、相続人(「遺留分」を侵害された相続人)が愛人(侵害した人)へ、侵害額に相当する金銭の支払を請求することです。

遺留分侵害額請求対象者	▶ 配偶者・子供(第一順位)・親(第二順位) ※兄弟姉妹(第三順位)は対象外
遺留分侵害額請求割合	▶ ・相続人が配偶者・子供(第一順位)・親(第二順位) / 法定相続分×1/2 ・相続人が親のみ(第二順位) / 法定相続分×1/3
遺留分侵害額請求の期限	▶ 1.「相続の開始及び遺留分を侵害する贈与又は遺贈があったことを知った時」から1年。(民法1048条) 2.相続開始から10年(除斥期間)

寄与分

被相続人の財産の維持や増加に貢献した場合に、他の相続人よりも相続財産を多く分けてもらうことができる制度です。しかし、寄与分を受け取るには、相続人全員の同意がなければなりません。もし、同意を得られない場合は、家庭裁判所への申し立てを行い、審判により取得することが可能となります。

寄与分を受ける資格がある方について、民法は、原則として「相続人」と規定しています(904条の2第1項)。そのため、内縁の妻や長男の嫁など、相続人以外の方は、寄与分を主張することができません。そこでできたのが「特別寄与料」です。

特別寄与料

民法改正により、2019年7月1日以後開始の相続については、特別寄与料の制度が設けられ、相続人以外の親族で被相続人に対して特別な寄与をした方はその貢献が考慮され、相続人に対して特別寄与料を請求できるようになりました。

被相続人の親族の範囲(725条)	▶ ・6親等内の血族 ・配偶者 ・3親等内の姻族
------------------	--------------------------

小規模宅地の特例

小規模宅地等の特例とは、一定の要件を満たすと土地の相続税評価額を減額できる制度です。

特例の名称	上限面積	減額割合
特定居住用宅地等	330㎡	80%
特定事業用宅地等	400㎡	80%
貸付事業用宅地等	200㎡	50%
特定同族会社事業用宅地等	400㎡	80%

特定居住用宅地等

住宅として使っていた土地【亡くなった方の自宅がある土地に適用されます】

減額率と適用面積	減額は 80% 、適用される限度面積は 330㎡ (約100坪)まで。 ※330㎡を超えた部分は、通常の相続税評価になります。
適用要件	・亡くなった方の配偶者が相続すること ・亡くなった方と同居していた相続人が相続すること ・亡くなった方に配偶者や同居人がいない場合、相続開始の3年前までに「自己または自己の配偶者」「3親等内の親族」「特別の関係のある法人」の持ち家に住んだことがないこと ・相続開始時に相続人が居住している家屋を相続開始前のいずれの時点においても所有していたことがないこと ※老人ホームに入っている場合一定要件により、居住していたものとみなされます。 ・要介護認定を受けていること ・自宅を賃貸に出していないこと ※二世帯住宅の場合 建物内部で親子間の行き来が自由な二世帯住宅であり、区分所有登記建物でなければ対象となります。

特定事業用宅地等

事業で使っていた土地【亡くなった方や同一生計親族の個人名義の土地・建物で事業をしていた場合に適用されます】

減額率と適用面積	減額は 80% 、適用される限度面積は 400㎡ (約120坪)まで ※400㎡を超えた部分は、通常の相続税評価になります。
適用要件	・相続開始前からその土地で事業をやっていること ・相続税の申告期限まで土地を所有し、事業を営んでいること

貸付事業用宅地等

賃貸していた土地(個人用)【アパートや賃貸、駐車場、駐輪場など、亡くなった方や同一生計親族が貸していた土地に適用されます】

減額率と適用面積	減額は 50% 、適用される限度面積は 200㎡ (約60坪)まで ※200㎡を超えた部分は、通常の相続税評価になります。
適用要件	・相続開始前から土地の貸付を行っていること ・相続税の申告期限まで貸付を行っていること

特定同族会社事業用宅地等

法人に賃貸していた土地(法人用)【亡くなった方や同一生計親族が、同族会社に土地を貸付している場合】

減額率と適用面積	減額は 80% 、適用される限度面積 400㎡ (約120坪)まで ※400㎡を超えた部分は、通常の相続税評価になります。
適用要件	・相続税の申告期限まで、土地を貸している会社の役員であること ・相続税の申告期限まで、相続した土地を保有していること

相続時精算課税制度

相続時精算課税制度とは、原則として60歳以上の父母又は祖父母から、18歳以上の子又は孫に対し、財産を贈与した場合において選択できる贈与税の制度です。相続時精算課税制度を利用して生前贈与を受けていた場合は、相続発生時に贈与でもらっていた金額を相続財産に加算しなければなりません。

※贈与を受けた年の翌年の2月1日から3月15日までの間(贈与税の申告書の提出期間)に納税地の所轄税務署長に対して、「相続時精算課税選択届出書」を贈与税の申告書に添付して提出しなければなりません。

代襲相続

代襲相続(だいしゅうそうぞく)とは、被相続人より先に相続人となるはずだった方が亡くなっている場合に、被相続人から見て【孫】【ひ孫】【甥、姪】等が相続財産を受け継ぐことをいいます。

特別受益分

相続人のなかに、住宅資金や日々の生活の資本として財産を受けた人がいる場合には、相続人の間で不公平にならないように、この財産は事前に相続したものととして処理されます。

配偶者の相続税額の軽減

配偶者の相続税額の軽減とは配偶者が取得した遺産額が次の金額のうちどちらか大きい金額まで相続税が課税されないという制度です。なお、次の金額のうちどちらか大きい金額を超えた場合は、超えた分のみ相続税が課税されます。

1億6,000万円	配偶者の法定相続分
-----------	-----------

みなし相続財産

みなし相続財産とは民法上の相続財産ではありませんが、相続税を計算する際は相続財産とみなして相続税を課税する財産のことです。

(例) ■ 生命保険金

亡くなったことがきっかけで死亡保険金を受け取った場合、死亡保険金受取人として受け取っているため、受取人の固有財産となります。しかし、相続課税財産の計算を行う場合には、これも含めなければなりません。ポイントは「誰が保険料を支払っていたのか」です。被相続人が保険料を負担し、被相続人以外の者を契約者としているものはみなし相続財産となります。

■ 死亡退職金

亡くなったことがきっかけで、亡くなった方が生前に勤めていた会社から支払われる退職金のことです。本来は亡くなった方が受け取るべき退職金を、相続人が取得するとみなし相続財産となり、課税対象となります。

■ 非課税限度額

みなし相続財産には非課税枠が設けられています。もし、非課税限度額を超えた場合は、超えた分だけ、相続税の課税対象となります。

死亡保険金:500万円×法定相続人の数	死亡退職金:500万円×法定相続人の数
---------------------	---------------------

死亡保険金、死亡退職金等は相続税法では相続財産とみなされます。しかし、民法上は相続人固有財産となるため、遺産分割の対象外です。

ここがポイント!